

最高裁秘書第861号

令和8年3月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて(送付)

下記の諮問については、令和8年3月9日に答申(令和7年度(情)答申第109号)をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度(情)諮問第61号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(4233)5249(直通)

諮問日：令和7年8月12日（令和7年度（情）諮問第61号）

答申日：令和8年3月9日（令和7年度（情）答申第109号）

件名：福岡地方裁判所における特定年度の4月期転入者向けの周知文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「福岡地裁作成の、4月期転入者向けの周知文書（令和7年度分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和7年6月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 福岡地方裁判所において、本件開示申出に係る文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、福岡地方裁判所においては、本件開示申出に係る4月期転入者向けの周知文書によらずに、転入者に向けた適宜の情報提供等を行っており、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、福岡地方裁判所においては、本件開示申出に係る4月期転入者向けの周知文書によらずに、転入者に向けた適宜の情報提供等を行っており、本件開示申出文書は作成又は取得していないと説明するところ、4月期転入者向けの周知文書を作成しなければならない旨を定める規定等が存在するとは認められず、転入者に対する情報提供は各裁判所において適宜行われているとする点についても、不合理であるとは認められない。そのほかに、福岡地方裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、福岡地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕